株式交換に関する事前開示書面

（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面）

2024年11月11日

鈴与シンワート株式会社

2024年11月11日

株式交換に関する事前開示事項

東京都港区芝四丁目1番23号
鈴与シンワート株式会社
代表取締役　徳田　康行

鈴与シンワート株式会社(以下「当社」といいます。)は、2024年 12月2日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社インタークエスト（以下「インタークエスト」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

記

１．　株式交換契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙１のとおりです。

２．　会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙２のとおりです。

３．　会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193第2号）

該当事項はありません。

４．　株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内

別紙３のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３） 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 剰余金の処分
インタークエストは、2024年6月18日開催の株主総会決議に基づき、2024年6月19日を効力発生日として、普通株株式1株につき35円、総額22,855,000円の配当を行いました。

② 自己株式の消却
インタークエストは、2024年10月15日開催の取締役会決議に基づき、同日付で保有する自己株式（500株）を消却しました。

③ 本株式交換契約の締結
インタークエストは、当社との間で、2024年11月8日付で、別紙１の株式交換契約を締結しました。

５．株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
（会社法施行規則 第193条第４号）

① 剰余金の処分
当社は、202４年６月２７日開催の当社株主総会決議に基づき、2024年6月28日を効力発生日として、当社普通株式１株につき60円、総額170,515,320円の配当を行いました。

② 本株式交換契約の締結
当社は、インタークエストとの間で、2024年11月8日付で、別紙１の株式交換契約を締結しました。

③ 自己株式の取得
当社は、2024年11月8日開催の当社取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得しました。
（a）取得対象株式の種類：普通株式
（b）取得した株式の総数：268,000株
（c）株式の取得の総額：574,592,000円
（d）取得日：2024年11月11日
（e）取得方法：東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ＴｏＳＴＮｅＴ－３）による買付け

６． 会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第５号）

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙１：株式交換契約書

（次頁以降をご参照下さい。）

株式交換契約書

鈴与シンワート株式会社（以下「**甲**」という。）及び株式会社インタークエスト（以下「**乙**」という。）は、2024 年 11 月 8 日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：鈴与シンワート株式会社

住所：東京都港区芝四丁目 1 番 23 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社インタークエスト

住所：大阪府大阪市中央区南本町 3-1-12 カネセ中央ビル 8F

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下同じ。）に対し、乙の株式に代わり、その所有する乙の株式の数の合計に 0.605 を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の各株主に対し、その所有する乙の株式 1 株につき、甲の株式 0.605 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の定めに従って、甲が乙の株主に割り当てる甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合は、甲は、会社法第 234 条の規定により処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年12月2日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、これを変更することができるものとする。

第6条（株主総会における承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を受けることなく、本株式交換を行う。但し、同条第3項の規定により、本契約について株主総会の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約を承認する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、そのすべての株主に対して本契約の承認に関して提案を行い、当該提案に対する同意の意思表示を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において乙が所有するすべての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を、基準時において、消却するものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（剰余金の配当の制限）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合（甲の株主総会については、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合に限る。）には、その効力を失う。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙が協議し合意のうえ、これを決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2024年11月8日

甲　東京都港区芝四丁目1番23号
鈴与シンワート株式会社
代表取締役　徳田　康行

乙　大阪府大阪市中央区南本町3-1-12
カネセ中央ビル 8F
株式会社インタークエスト
代表取締役　岩松　教雄

別紙２：会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

1.　本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

（１）本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	インタークエスト （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	0.605
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：271,040 株（予定）	

注１）株式の割当比率

インタークエストの普通株式１株に対して、当社の普通株式 0.605 株を割当交付いたします。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社合意の上、変更されることがあります。

（２）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の決定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社、インタークエスト、当社の親会社である鈴与株式会社（以下「鈴与㈱」といいます。）及びインタークエストの親会社である鈴与ホーディングス株式会社（以下「鈴与ホールディングス」といいます。）から独立した第三者機関である株式会社ＯＡＧコンサルティング（以下「ＯＡＧコンサルティング」といいます。）にインタークエストの株式価値の算定を依頼しました。

当社は、ＯＡＧコンサルティングから受けたインタークエストの株式価値算定結果をもとに、インタークエストとの間で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断いたしました。

②算定に関する事項

ａ．算定機関の名称並びに当社及び当社、インタークエスト、鈴与㈱及び鈴与ホールディングスとの関係

ＯＡＧコンサルティングは当社、インタークエスト、鈴与㈱及び鈴与ホールディングスから独立した算定機関であり、当社及びインタークエストの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

ｂ．算定の概要

インタークエストの株式価値については、同社が非上場会社であり、市場株価が存在しない前提において、将来の収益獲得能力により評価することが適切との判断により、将来の収益獲得能力が反映されるディスカウントキャッシュフロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）と、客観性及び市場環境が反映される類似会社比較法とで算定を行いました。

その結果、算定されたインタークエストの１株あたり株式価値の評価は以下のとおりであります。

なお、ＤＣＦ法による算定における財務予測では、大幅な増減益を見込んでおりません。

算定方式	算定結果
ＤＣＦ法	1,139 円～1,444 円
類似会社比較法	1,282 円～1,291 円

一方、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法により算定しました。具体的には、2024 年 11 月 7 日を算定基準日として、算定基準日の終値株価（１株 2,131 円）、算定基準日を含む直近１ヶ月間の株価終値単純平均値（１株 2,080 円）、3 ヶ月間の株価終値単

純平均値（1株2,103円）及び6ヶ月間の株価終値単純平均値（1株2,219円）を採用しております。

以上を踏まえ、当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換比率を算定しております。

③公正性を確保するための措置

本株式交換においては、当社の親会社である鈴与㈱がインタークエストの親会社である鈴与ホールディングスの支配会社でもあることから、本株式交換は、上場規程施行規則第436条の3第1号に規定する上場会社と同一の親会社をもつ会社等との取引であり、支配会社との重要な取引等に該当するため、本株式交換の公正性を確保する措置を講じております。

具体的には、当社は、当社、インタークエスト、鈴与㈱及び鈴与ホールディングスから独立した第三者算定機関であるＯＡＧコンサルティングにインタークエストの株式価値の算定を依頼し、その算定に基づいて本株式交換比率を算定しております。算定の概要は、上記「②算定に関する事項」の「ｂ．算定の概要」をご参照ください。

また、当社は本株式交換に関する法務アドバイザーとして、明哲綜合法律事務所を選任し、法的な観点から諸手続及び対応等について助言を受けております。なお、明哲綜合法律事務所は、当社、インタークエスト、鈴与㈱及び鈴与ホールディングスから独立しており、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

④利益相反を回避するための措置

本株式交換においては、当社の親会社である鈴与㈱がインタークエストの親会社である鈴与ホールディングスの支配会社でもあることから、本株式交換は、上場規程施行規則第436条の3第1号に規定する上場会社と同一の親会社をもつ会社等との取引であり、支配会社との重要な取引等に該当するため、以下のとおり利益相反を回避するための措置を講じております。

ａ．当社における、利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

本日開催の当社取締役会では、当社の取締役9名のうち、徳田康行氏、平野文康氏、道田隆典氏、大石素久氏、佐藤滋美氏の5名を除く取締役4名全員一致で、本株式交換に係る審議及び決議を行いました。

上記5名は、下表のとおり、インタークエスト及び鈴与㈱における役職を兼任しているため、利益相反回避の観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておりません。

	当社	インタークエスト	鈴与㈱
徳田康行	代表取締役	取締役	理事
平野文康	取締役	取締役	参与
道田隆典	取締役	代表取締役	－
大石素久	取締役	－	理事
佐藤滋美	取締役監査等委員	－	参与

ｂ．当社における、利害関係を有しない者からの意見書の取得

当社は、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、本株式交換に係る取締役会に先立って、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている吉田芳之氏（取締役）、河合健一氏（取締役監査等委員）、杉田光秀氏（取締役監査等委員）の3氏に対して、本株式交換の目的並びに本株式交換比率を含む諸条件等を説明し、本株式交換が、（ⅰ）本株式交換の目的の正当性・合理性、（ⅱ）本株式交換に係る手続きの公正性、（ⅲ）本株式交換に係る取引条件の公正性・妥当性の観点より、当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて諮問いたしました。

その結果、2024年11月7日付で、大要以下のとおり、3氏連名の答申書を受領いたしました。

（ⅰ）本株式交換の目的の正当性・合理性に関する事項

当社が属する情報サービス産業では、市場環境の急速な変化や競争の激化もあり、多様化する顧客ニーズへ対応の強化や更なる事業拡大に向け、よりスピード感をもって事業に取り込むことが重要である。

当社は、2025 中期経営計画の経営ビジョン「徹底した現場力の向上による収益構造の改革」の中で、ソリューションサービス及びクラウドサービスの各事業領域において、収益力の強化を進めており、その過程において、これまでも情報サービス事業での技術力や実績を確認できているインタークエストを完全子会社化したことによるシナジー及び企業価値向上効果の説明に不合理な点はなく、適切な判断と考えられる。

よって、本株式交換は、当社の企業価値向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有するものであると考える。

（ⅱ）本株式交換に係る手続の公正性に関する事項

本株式交換において、当社は、関係各社から独立した第三者算定機関であるＯＡＧコンサルティングにインタークエストの株式価値の算定を依頼し、その算定に基づいて本株式交換比率を算定している。

また、当社は本株式交換に関する法務アドバイザーとして、明哲綜合法律事務所を選任し、法的な観点から諸手続及び対応等について助言を受けている。

更に、利益相反を回避するための措置として、少数株主の保護の観点を最大限考慮し、取締役会における本株式交換の審議及び決議については、支配株主との重要な取引等を行う際の対応として、契約当事者における役職の兼職者のみならず、当社の支配株主である鈴与㈱との兼職者も参加させないこととしている。

これらのことから、本株式交換においては、適切に公正性を確保する措置を講じており、本株式交換に係る手続きは公正なものであると考える。

（ⅲ）本株式交換に係る取引条件の公正性・妥当性

本株式交換においては、上記（ⅱ）に記載のとおり公正性を確保する措置を講じたうえで、当社とインタークエストの間で慎重に協議を重ねて本株式交換比率が決定されている。

また、本株式交換比率を算定する株式価値に関しては、当社については市場株価法が採用されている一方で、インタークエストについてはＤＣＦ法及び類似会社比較法によって算定した結果のレンジの範囲内で認定していることが認められることから、本株式交換の条件は公正であり、妥当なものであると考える。

上記（ⅰ）から（ⅲ）のとおり、本株式交換の目的は正当性・合理性を有すると考えられ、また、本株式交換に係る手続は公正であり、取引条件も公正・妥当であると考えられることから、本株式交換は少数株主にとって不利益なものでないと考える。

２．　交換対価として当社株式を選択した理由

当社及びインタークエストは、本株式交換の対価として、当社株式を選択いたしました。当社の株式は、株式会社東京証券取引所に上場しており、本株式交換後における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として、当社の普通株式を選択することが相当であると判断いたしました。

３．　株式交換完全親会社となる当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、当社の資本金は変動しません。また、増加する当社の準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める金額とします。この取扱いは、法令及び当社の財務状況、資本政策その他の諸事情に鑑み、相当であると判断しております。

別紙３：インタークエストの最終事業年度に係る計算書類等

（次頁以降をご参照下さい。）

事 業 報 告

（令和５年４月１日から
令和６年３月31日まで）

１　会社の現況に関する事項

(1)　事業の経過およびその結果

当事業年度（令和５年４月１日～令和６年３月31日）におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進む中で、企業収益の改善とともに雇用・所得情勢は底堅く、個人消費も持ち直すなど緩やかな景気回復が継続しました。インバウンド需要回復などの前向きな動きはあるものの、原材料やエネルギー価格をはじめとした諸物価の上昇及び日本銀行の金融緩和政策の見直しに対する警戒感、中国経済の先行き懸念や長期化するウクライナ情勢と中東情勢の不安定化に伴い、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社は前期売上に貢献したコロナワクチン接種 WEB 予約は政府の感染症の５類引き下げ移行に伴い減少いたしましたが、OS 更新の需要を確実に受注し、コア事業である予約システムの受注を推進し堅実に事業を進めてまいりました結果、前年度比で以下の通り増収増益となりました。

売上高が 1,154,889 千円（前事業年度比 11.3%増）、営業利益は、105,836 千円（前事業年度比 61.9%増）経常利益は、107,976 千円（前事業年度比 63.0%増）、当期純利益は、77,002 千円（前事業年度比 63.8%増）となりました。

事業別売上高

項目	前期売上高		当期売上高	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
プロダクト販売	614,452	59.2	753,660	65.3
Ｗｅｂ開発	422,850	40.8	401,229	34.7
計	1,037,302	100.0	1,154,889	100.0

（注）上記の売上高には消費税等は含まれておりません。

(2)　設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。

② 当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3)　資金調達の状況

重要なものはありません。

(4)　対処すべき課題

当社が属する情報産業においては、EC 市場の拡大を背景に旺盛な需要や効率化ニーズやデジタルトランスフォーメーションに向けた戦略的投資などや、行政におけるデジタル化の推進、IT 技術者の人材不足が深刻化するなど、IT 業界を取り巻く環境は大きく変化しており、より迅速かつ柔軟に対応していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、以下の活動を通して、当社の企業価値向上に努めてまいります。

・積極的な人材採用の実施により人材確保に努めると共に、研修の階層別実施や評価制度の充実により、社員の能力を最大限に発揮させる仕組みを構築し成果の適正分配の見直しを推進してまいります。

・従来の重点顧客戦略の推進に加え新規顧客獲得に向け媒体を利用した宣伝活動の強化や展示会、セミナー参加等を通じて知名度の向上を図ってまいります。

・市場のニーズとテクノロジーの進歩に素早く対応できるための更なる製品機能の強化改修やオプション機能の開発等の実施により、製品機能を充実させ、競合他社との差別化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5)　財産および損益の状況の推移

区分＼期別	令和 2 年度 第 26 期	令和 3 年度 第 27 期	令和 4 年度 第 28 期	令和 5 年度 (当事業年度) 第 29 期
売上高 (千円)	847,546	1,003,398	1,037,302	1,154,889
経常利益 (千円)	37,914	75,267	66,214	107,976
当期純利益 (千円)	29,142	54,083	46,998	77,002
1株当たりの当期純利益 (円)	44.63	82.82	71.97	117.92
総資産 (千円)	1,003,461	1,099,522	1,047,471	1,108,656
純資産 (千円)	743,207	788,802	820,128	883,417
1株当たりの純資産額 (円)	1,138.14	1,207.97	1,255.94	1,352.86

(注) 1. 上記の売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 金額（1株当たりの当期純利益および1株当たりの純資産額を除く）は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 1 株当たりの当期純利益は期中平均発行済株数により、1 株当たりの純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。

(6)　重要な親会社および子会社の状況

当社の親会社は鈴与ホールディングス株式会社で、同社は当社の株式 448,000 株（議決権比率 68.6%）を保有しております。当社は、親会社である鈴与ホールディングス株式会社に対して当社製品の販売、同社製品の仕入等の継続的な取引関係があります。

(7)　主要な事業内容（令和 6 年 3 月 31 日現在）

①　プロダクト販売

ＳaaＳ標準版、カスタマイズ版のレンタル

システムのパッケージ販売

②　Ｗｅｂ開発

顧客対応個別システム開発

(8)　主要な事業所（令和 6 年 3 月 31 日現在）

①　本　　店　大阪市中央区南本町三丁目 1 番 12 号カネセ中央ビル 8F

②　東京支社　東京都港区芝 2 丁目 28 番 8 号芝二丁目ビル 6 階

(9)　使用人の状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合　　計	94 名	3 名増	35.7 歳	9.1 年

（注）使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか嘱託を含む）であります。ただし、平均年齢及び平均勤続年数は出向者及び嘱託を除いて算出しております。

(10)　主要な借入先（令和 6 年 3 月 31 日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社りそな銀行	17,500 千円

(11)　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12)　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13)　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14)　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

２　会社の株式に関する事項（令和６年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　2,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　653,500株（うち自己株式500株）

(3) 株主数　　2名

(4) 大株主（上位２名）

株　主　名	持　株　数 （株）	持株比率 （％）
鈴与ホールディングス株式会社	448,000	68.61
鈴与シンワート株式会社	205,000	31.39

(注) 持株比率は自己株式（500株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

３　会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４　会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
道田　隆典	代表取締役会長	鈴与ｼﾝﾜｰﾄ株式会社 取締役
岩松　教雄	代表取締役社長	－
徳田　康行	取締役	鈴与ｼﾝﾜｰﾄ株式会社 代表取締役 社長執行役員
平野　文康	取締役	鈴与ｼﾝﾜｰﾄ株式会社 取締役 副社長執行役員
水野　裕仁	取締役営業部長	－
中野　知行	取締役技術部長	－
高島　雄樹	取締役管理部長	－
松世　一成	監査役	鈴与ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社 取締役

(注) 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

取締役　　上野山　英樹氏

取締役　上野山英樹は令和５年６月20日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

取締役　　高島　雄樹氏

取締役　高島雄樹は令和５年６月20日開催の第28回定時株主総会において、取締役に新たに選任され就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度にかかる役員（取締役７名、監査役１名）の報酬総額　30,012 千円

上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額を含んでおりません。

貸 借 対 照 表

〔 令和6年3月31日 現在 〕

（単位:千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**1,024,979**	**流動負債**	**213,739**
現金及び預金	425,192	買掛金	19,074
売掛金	261,797	一年以内返済予定長期借入金	6,000
仕掛品	33,796	未払金	16,631
貯蔵品	49	未払費用	21,313
前払費用	3,882	未払法人税等	28,892
短期貸付金	300,000	未払消費税等	19,279
その他	496	前受金	4,029
貸倒引当金	△ 235	受注損失引当金	228
		賞与引当金	60,385
		その他	37,906
固定資産	**83,677**	**固定負債**	**11,500**
有形固定資産	**5,486**	長期借入金	11,500
建物	1,770		
器具及び備品	3,715		
		負債合計	**225,239**
無形固定資産	**40,053**	**（純資産の部）**	
ソフトウェア	31,905	**株主資本**	**883,417**
ソフトウェア仮勘定	8,011	資本金	80,646
その他	136	資本剰余金	69,186
		資本準備金	61,000
投資その他の資産	**38,137**	その他資本剰余金	8,186
投資有価証券	0	利益剰余金	750,850
繰延税金資産	27,664	その他利益剰余金	750,850
差入保証金	10,473	繰越利益剰余金	750,850
破産更生債権等	14		
貸倒引当金	△ 14	自己株式	△ 17,266
		純資産合計	**883,417**
資産合計	**1,108,656**	**負債・純資産合計**	**1,108,656**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自　平成5年4月1日
至　令和6年3月31日

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		1,154,889
売上原価		671,386
売　上　総　利　益		**483,502**
販売費及び一般管理費		377,665
営　業　利　益		**105,836**
営業外収益		
受　取　手　数　料	2,345	
雑　収　入	1,795	
そ　の　他	509	4,650
営業外費用		
支　払　利　息	267	
固　定　資　産　除　却　損	2,181	
そ　の　他	61	2,510
経　常　利　益		**107,976**
税　引　前　当　期　純　利　益		**107,976**
法人税、住民税及び事業税	37,457	
法　人　税　等　調　整　額	△ 6,483	30,974
当　期　純　利　益		**77,002**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自　令和5年4月1日
　自　令和6年3月31日 〕

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
令和5年4月1日　残高	80,646	61,000	8,186	69,186	687,561	687,561	△17,266	820,128	820,128
事業年度中の変動額									
新株の発行									
剰余金の配当					△13,713	△13,713		△13,713	△13,713
当期純利益					77,002	77,002		77,002	77,002
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	63,289	63,289	－	63,289	63,289
令和6年3月31日　残高	80,646	61,000	8,186	69,186	750,850	750,850	△17,266	883,417	883,417

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注　記　事　項

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品・・・移動平均法による原価法

（２）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、２０１６年４月１日以降に取得した建物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～１５年
器具及び備品	４～１５年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効年数（3 年）に基づいており、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、期末仕掛品のうち損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる案件については、その損失見込額を計上しております。

③賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、当事業年度末における支給見込み額を計上しております。

（４）収益及び費用の計上基準

当社は、主な収益を「プロダクト販売」及び「WEB 開発」の売上区分から生じる収益と認識しており、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

は以下のとおりであります。

①プロダクト販売

プロダクト販売の主な内容は、リザエン（予約システム）やIQ-FORM（クラウド型データベースシステム）等当社が開発・提供するサービスであります。

このうち当社製品のカスタマイズについては、顧客からの注文に沿った成果物を納品することであり、顧客に成果物を納品する履行義務を負っております。当該履行義務は、当社の納品した成果物に対して顧客が検収を完了した一時点において充足されることから、顧客の検収日に収益を認識しております。

また当事業年度末において一定の規模以上のカスタマイズ注文であり、かつ、進捗部分について成果の確実性が認められるカスタマイズ注文については工事進行基準（カスタマイズ注文の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

当社製品のライセンス販売については、主に１年以内の期間を定めた継続的な利用契約に係るサービスを提供しているため、顧客との契約期間に従い一定の期間にわたって収益を認識しております。ただし、利用を開始するために利用環境をご用意する初期設定に関しては、利用環境をご用意した一時点で収益を認識しております。

②WEB 開発

WEB 開発の主な内容は、自社製品以外の請負契約に係るソフトウェアの開発及び開発後のサーバー・システム運用保守を提供するサービスであります。

このうちソフトウェアの開発については、顧客からの注文に沿った成果物を納品することであり、顧客に成果物を納品する履行義務を負っております。当該履行義務は、当社の納品した成果物に対して顧客が検収を完了した一時点において充足されることから、顧客の検収日に収益を認識しております。

また当事業年度末において一定の規模以上の請負契約であり、かつ、進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準（請負契約の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

サーバー・システム運用保守などについては、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスであるため、契約に基づきサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されることから、役務提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しております。

（５）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（１）損益計算書

① 前事業年度まで区分掲記しておりました「助成金収入」（当事業年度は、184 千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

② 前事業年度まで区分掲記しておりました「貸付金利息」（当事業年度は、300 千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

③ 前事業年度まで区分掲記しておりました「雑損失」（当事業年度は、0 千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

④ 前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「雑収入」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「雑収入」は 0 千円であります。

⑤ 前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「固定資産除却損」は 83 千円であります。

３．貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　　４２，４７９千円

（２）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　　１７１千円

短期金銭債務　　５，６２７千円

４．損益計算書に関する注記

（１）関係会社との取引高.

営業取引による取引高

売上高　　５，３７８千円

仕入高　　５６，８３０千円

販売費及び一般管理費　　４２，４８６千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	普通株式	653,500	－	－	653,500
自己株式	普通株式	500	－	－	500

（２）剰余金の配当に関する事項

①当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

令和 5 年 6 月 20 日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議いたしました。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
令和５年６月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,713	21	令和５年３月31日	令和５年６月21日

②基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
令和６年６月18日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,855	35	令和６年３月31日	令和６年６月19日

６．金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、事務所の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に短期的な運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後３年であります。金利には変動リスクが伴います。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則に沿ってリスク軽減を図っており、取引相手ごとに期日及び残高を管理し毎月取締役会に報告しており、営業担当者と連携をとり財務状況等の悪化懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（金利の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクの抑制については、借入金額から判断し、金利スワップ取引等のデリバティブ取引によるヘッジはしておりませんが、金利変動の影響を受けにくい全国銀行協会が公表する日本円ＴＩＢＯＲをベースにした変動金利で調達することによりそのリスクを回避しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いできなくなるリスク）の管理

毎月資金繰り計画を作成・更新し取締役会に報告するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価値に基づく価値のほか、市場価値のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要素を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

金融商品の時価等に関する事項

令和６年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①　現金及び預金	425,192	425,192	－
②　売掛金	261,797	261,797	－
③　短期貸付金	300,000	300,000	－
④　買掛金	19,074	19,074	－
⑤　未払法人税等	28,892	28,892	－
⑥　長期借入金（※１）	17,500	17,500	－

（※１）金額には１年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（１）金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、及び②売掛金、及び③短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④買掛金、及び⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は資金調達実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

７．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	３，０２９千円
受注損失引当金	７８千円
賞与引当金	２０，８６３千円
未払費用	３，６０９千円
その他	８２千円
繰延税金資産合計	２７，６６４千円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	３４．６％
（調整）	
住民税均等割	０．９％
税額控除による影響額	△５．８％
中小法人・軽減税率影響額	△１．０％
その他	０．０％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	２８．７％

８．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

９．関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	鈴与ホールディングス㈱	（被所有）直接 68.61	当社製品の販売 資金の貸付 社員研究の委託等	資金の貸付 注３．（１） 当社製品の売上 注３．（２） 経営指導料等 注３．（２） 各研修受講費用等 注３．（２）	300,000 5,139 4,500 1,240	 売掛金 短期貸付金	 164 300,000
その他の関係会社	鈴与シンワート㈱	（被所有）直接 31.39	当社製品の販売及び仕入 役員の兼任等	当社製品の売上 注３．（２） 原材料の仕入 注３．（２） クラウドサービスの利用 注３．（２） 出向者報酬 注３．（３） 東京支店家賃等	239 25,604 31,225 30,411 5,848	 売掛金 前受収益 買掛金 未払金	 7 14 2,718 2,909

				注３．（２） 電子給与明細サービスの利用等 注３．（２）	486		

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）鈴与グループの有効な資金運用のための一時的な預け入れであります。

（２）価格その他の取引条件は、市場性を勘案して、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（３）鈴与シンワート株式会社からの出向者に対する報酬は契約をもとに決定しております。

１０．１株当たりの情報に関する注記

（１）１株当たりの純資産額　　１，３５２円８６銭

（２）１株当たりの当期純利益　　１１７円９２銭

１１．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査役の監査報告書

監 査 報 告 書

監査役は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年5月30日

株式会社　インタークエスト

監 査 役　　松世　一成　㊞

以　上